

令和4年第2回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和4年3月25日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第32号 赤井川村地域公共交通バス設置及び管理に関する条例案について

追加日程

- 第 1 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君					
副	村	長	大	石	和	朗	君			
総	務	課	長	高	松	重	和	君		
保	健	福	祉	課	長	藤	田	俊	幸	君
介	護	保	険	課	長	神	信	弘	君	
産	業	課	長	秋	元	千	春	君		
建	設	課	長	今	城	豪	君			
教	育	長	根	井	朗	夫	君			
教	育	委	員	会	次	長	谷	早	苗	君

◎議会事務局

事	務	局	長	瀬	戸	雅	哉	君
書	記	伊	藤	秋	恵	君		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。
会計管理者におかれましては、公務のため欠席しております。
定足数に達しておりますので、令和4年第2回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会に提出されました案件は、議案1件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番、川人孝則君及び7番、山口芳之君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和4年2月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページとして配付いたしております。
以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第32号

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第32号 赤井川村地域公共交通バス設置及

び管理に関する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第32号についてご説明申し上げます。

議案第32号 赤井川村地域公共交通バス設置及び管理に関する条例案について。

赤井川村地域公共交通バス設置及び管理に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月25日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、北海道中央バス赤井川線の路線廃止に伴い、村において令和4年4月1日より道路運送法の規定による自家用有償旅客運送事業を実施するため、この条例を制定しようとするものであります。

それでは、1ページ目をお開きください。新規条例案の朗読はいたしません、条例案に沿って概要をご説明させていただきます。

第1条には、地域公共交通バス、以下むらバスと表現させていただきますが、その設置について規定しております。

第2条には、むらバスの定義として、道路運送法に基づいて国土交通大臣の登録を受けて行う自家用有償旅客運送事業であることを規定しています。

第3条は、運行に関する事項として、運行路線を別表1に定めております。

3ページ目をお開きください。別表1としまして、さきの地域公共交通活性化協議会終了後に北海道運輸局へ運送事業の手続きを行い、登録を受けた路線名、起点、終点について条例に規定しております。なお、終点については、先般北海道中央バスより4月1日より現在の黒川12丁目というバス停名称をコープさっぽろ余市店に変更するとの連絡を受け、このような規定の書きぶりをさせていただいております。

1ページ目へお戻りください。第3条、続きですけれども、運行日、運行回数などについては、村長が別に定める旨を規定しております。

第2項につきましては、災害時等におけるむらバスの運行の変更、休止の規定を設けております。

第4条、乗車料金に移ります。

3ページ目、4ページ目の別表2のほうをお開きください。乗車料金については、昨年10月、11月の実証運行同様としております。一般、高校生以下、未就学児の区分については備考欄に記載のとおりでありまして、仮に19歳で高校3年生であった場合は高校生以下料金、17歳で高校へ在学していなく、アルバイト等をしている方においては一般の料金を適用するものとなります。定期券の料金区分については、高校生保護者から要望の多かった往路、復路と片道定期券という設定にしております。

1ページ目へお戻りください。第5条から第7条には、利用者の責務や利用の制限等について規定しております。

第8条には、必要な措置として、条例に規定する運行路線及び乗車料金の変更にあつては地域公共交通活性化法に基づく地域公共交通活性化協議会における協議を尊重する旨を規定しております。この点につきましては、法の中に協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならないとの規定があり、法律の範囲内での条例制定という趣旨を鑑み、同様の規定を条例中にも規定することといたしました。

なお、9条には業務の委託と第10条には委任規定を設けております。

終わりになりますが、この条例の施行期日は令和4年4月1日としておりますが、附則第2項に準備行為として、条例施行日前においても、むらバス運行に必要な準備を行うことができる旨を規定しております。

以上、ご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 第8条について、運行路線、また乗車料金変更するときは、法定の協議会の協議を尊重しなければならないと定められておりますが、運行路線についても乗車料金についても様々な意見のある中で、この条例に書かれた形でまずはスタートしましょうという形になっていると思いますが、今後変更する場合の手續等についてはどのような場合でどのように規定されているのか、何か計画の中で変更に関するプロセスがきちんと明記されているものなのか、PDCAサイクルでいうとチェック、評価から改善のプロセスというのをどのように定められているのか、それについてちょっとお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今のご質問について2つの観点からご回答したいと思います。

まず、1点目にございましたPDCAの観点という部分で、今法定協の中で地域公共交通計画というものを定めておまして、その中でもたくさんのご議論をいただく中で、今回の余市赤井川線の運行路線に対する住民の意見を聴いていきたいと思います。実際走ってみて、例えば運行の見直しだとかという部分については協議会で議論をしていきたいと思いますという部分で、そこについては協議会でしっかりと公共交通計画の中にも位置づけをさせていただいて、変更の検討を行ってまいりたいというのがまず1点目です。

2点目の観点としましては、あくまでも法定協議会で協議が調った事項を添えて国土交通大臣の運送の区間、料金も含めてですけれども、それらについては道路運送法の規定かと思っておりますけれども、それらの規定に基づいて協議会の調整が整った後に路線変更なり料金の変更なりの手續をしなければならないというのは法にうたっておりますので、それら2つの観点としてご回答させていただきました。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） まず、公共交通計画に記載されているとご説明ありました。法定協会の住民の意見を聴いて、そこで協議するというお話でしたけれども、具体的に意見聴取したからといって、その意見が議題としてきちんと議論するテーマとして扱われるのかというところがちょっと気になるところです。意見が出されたとしても、ご意見として承ります、それでスルーされてしまっただけでは次の改善につながらないということが懸念されますので、意見聴取から実際の改善までのプロセスをどのように考えられているのか、もしかしらばどこかに規定があるのかは分かりませんが、その辺もうちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） そこにつきましては、先ほども法律の中に書いているというふうに申しあげましたけれども、協議会において協議が調った事項、その部分につきましては協議会を構成されるメンバー、協議会の構成というふうに法律に規定されておりますけれども、その皆さんはその協議の結果を尊重しなければならないというふうに法律にも規定があります。その中で皆さんにいただく意見、公共交通の場合の難しさというのは、皆さんAという意見に対してAが全ていいという意見は必ずしもありません。今回3月1日に新しい路線についてご案内をさせていただきましたけれども、今回僅かですけれども、実証運行のほうがよかったというご意見と、4月1日からの新しい運行体制がいいというご意見と両論、私どもの耳にも2件ずつ耳にさせていただきました。それらの大枠の中でたくさん多様な意見がある中で、我々としては法定協議会で住民の皆さんの意見を地区懇談会などを重ねながらまず集約をさせていただいて、どのような方法がいいのかという部分を議会の特別委員会にもご協議をさせていただきながら、法定協議会のほう、そして住民の皆さんにもご意見を伺って、こういうように改善していったほうがいいのではないか、場合によっては今までのほうがいいのか、いろんなことを我々考えてご提案していきたいというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） コロナの影響で傍聴もなかなか行けないのですけれども、法定協議会の中身、議事録、概要などを見ましても、意見が一方的に、それぞれ意見、今おっしゃったようにいろんな意見ありますから、様々な角度から異論も出ると思います。ただ、それが言い放しで、協議されていないのです。意見それぞれ言って、ご意見として承りました。そして、最終的には提案されたものでいきます。それが果たして協議と言えるのかどうか。なので、今後住民の意見を聴く機会があったとしても、それが具体的に次の協議のテーブルにのるかどうかというの、そこすごく気になるのです。今ご説明あったように、法に定められているのでとおっしゃいましたけれども、その運用をきちんとしていただかないと中身が伴っていきませんので、その辺は十分意識して、住民から出た意見を、

それぞれいろんな意見がある中で、それを合意形成という言葉も委員会の中で使われておりましたけれども、それぞれがある程度納得できるような落としどころをきちっと協議の中で、議論を重ねる中で納得感を醸成する、そういう議論の進め方を法定協議会の中ではやっていただきたいと思うのですが、それについていかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 様々ご意見をいただきました。法定協議会に限らず、議会の場でもそうですし、いろんな議論する場では必ずいろんな議論が出ます。ただ、そこでは、今議員がおっしゃるように、最終的には皆さんに合意を取るとというのが前提でそういった物事が決まっていきますので、いろんなやり方はあるでしょうけれども、それぞれの意見を聞き取りながら判断をしていき、合意をもらっていくというプロセスは今までもそうですし、今後も変えないでいこうというふうに思います。ただ、議員が言われるような部分は、かなり高度な要するに理想的な部分もございますので、そういうことも大事にしていくということは非常に我々もきちんと考えながらいかなければならないなというふうに思いますけれども、そこは理想と現実をきちんと捉えながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） 定期のことにに関してなのですが、ちょっと聞きたいのは、往路、復路、これ一般、学生と分かれます。赤井川村内定期4,400円、余市町内8,800円、これは誰を対象にしているのかというのと、定期の購入場所は赤井川村内の方でもどこで購入するのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 定期につきましては、今の中央バスの定期もそうですけれども、仮に赤井川村内、余市町内という部分の一般の方の定期につきましては、定期を使う、通勤のためにバスを使うという事業者さんからの証明書を頂いて定期を購入する形になりますので、お仕事で赤井川に通われる方、余市町内利用される方については、まず事業者の証明書を取っていただいて定期を買うという部分が必要になってございます。

2点目のご質問の定期の売りさばきの場所ですけれども、前何度か議会の委員会の場でお話をさせていただきましたけれども、余市観光協会にその窓口を委託をすることで協議を終えております。余市観光協会の場所というのが余市町の駅のエルプラザの中に中央バスの売りさばき場所がありまして、そこで対応いただくようなことになっております。赤井川在住の方、赤井川村内の方が余市への通勤ではなくて赤井川村内の通勤のために定期券を購入する場合につきましても余市町の窓口、余市観光協会の窓口で定期を買っていただきたいというふうに思っておりますが、そこにつきましては住民の利便性を図るという部分で今いろいろと検討している部分もございますので、定期が必要な方がいらっしゃいましたら、個別に我々のほうにご案内いただければ対応したいと、ご不便かけないよう

に対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 今ご質問あった定期券に関してなのですが、往路、復路、例えば往復の定期券買った場合も金額って単に2倍したものになりますし、あと1か月の定期券を買っても、3か月買っても単純に3倍、普通に考えると定期券そうやって長い期間買ったりするとそれなりの割引があるというのが通常かと思いますが、その辺使うほうにしてみても、せっかく長い期間買うのだから、少しは割引があってもいいのになと、そういう声も出そうですが、その辺ご説明いただけますか。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいまのご質問については、我々もいろいろ内部で議論を重ねたのですけれども、そもそも民間の中央バスの営業路線として考えたときに、赤井川を起点にして考えたら650円だというそもそもの運賃という部分がありまして、今余市赤井川の定期も1万円を超えるような状況というのは、余市紅志高校までそういうような定期ございますので、まずは料金を村の料金としてそもそもの料金より半分以下に設定させていただくという観点から、まずは通常の料金をむらバスの料金を安くしたということでのような形をさせていただいたということと、もう一点が中央バスの定期の場合は実日数定期と全日定期という部分がございます、1か月30日間丸々使えるものと平日しか使えない定期という部分がございますけれども、我々そこは全て全日ということで、土日、平日問わず、運賃でいきますと22日間の運賃になりますけれども、それをしっかり納めていただくことによって今までより安価にバスを利用させていただくというようなことでこのような対応をさせていただくことになりました。

以上です。

○議長（岩井英明君） 総務課長、ここで聞いていてちょっと理解していないのを1点だけ明確にしておきたいのだけれども、赤井川村内と余市町内、これは往路なの、往復なの、この料金というのは。これを見ただけでは理解できないのだけれども、上のほうはわざわざ分けてあるのだけれども、下はどういう考え方なのか。誤解を生じたら困るので、説明していただきたい。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今ご質問のありました赤井川村内、余市町内につきましては、余市町内の往路、復路です。赤井川村内も、仮に都であれば赤井川から都、都から赤井川、両方の定期というふうに捉えていただければと思います。余市だけ片道というような感じですか。

○議長（岩井英明君） 余市町内で乗るときには、これ往復はいいわけだ。

○総務課長（高松重和君） はい。

○議長（岩井英明君） 往復で8,800円という意味なの。

○総務課長（高松重和君） はい。例えばですけれども、今実際中央バスの日曜祝日のバスで余市町内の方がクイーンズランドゴルフ場までお仕事で通っている方がいらっしゃるようです。その方につきましては、余市町内というような定期を使っていただくことによって行きも帰りもバスに乗っていただけるというような整理をしております。

○議長（岩井英明君） そしたら、変な話、片道で赤井川から余市まで買った定期でも往復乗れるわけでしょう。

○総務課長（高松重和君） いや、赤井川から余市までの定期は片道、往路、復路というふうに設定しているのです。

○議長（岩井英明君） 1万3,200円かかるということだ、往路、復路を買おうと。

○総務課長（高松重和君） そうです。

○議長（岩井英明君） ところが、余市の方が往路、復路買って、例えばゴルフ場から余市まで行く分については往路、復路で8,800円で済むよと、こういうことなの。

○総務課長（高松重和君） そういうことです。

○議長（岩井英明君） 連君。

○1番（連 茂君） 今の部分、とってもここの定期のところ分かりづらいのです。赤井川村内4,400円、これどういうことを予定しているのか。都の方が例えば温泉に来るために赤井川のセイコーマートまで乗るのを定期で買う場合にはこの値段というふうにしていいのか、それとも赤井川の中だったらどこでも乗り放題みたいな感じで考えていいのか、その辺の部分、これ村内と書いているだけだったら読んだ人が全然分からない。それ回答いただきたいのと、あともう一点、もう既にインフォメーションしていますよね、ホームページで。それに対するチェンジ、前回の高校生という表記も、学生だったかな、という表記も説明不足だという話ししたと思うのですけれども、その辺の表記の変更、定期券、これも表記の部分になると思うのですけれども、その辺どういうふうな手順を踏んで村民に伝えていくのかということ、2点質問させていただきます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） まず、1点目につきましては、先ほどの川人議員のご質問にもあったと思いますけれども、あくまでも定期については事業主の証明がなければいけません。乗り放題というチケットではなくて、お仕事のために通勤するのにバスを使うという観点で物事を考えていますので、仮に例えば常盤にお住まいの方が赤井川でお仕事をされる。例えば役場でもいいです。それが事業主として通勤するのに定期券が必要ですねということを証明してもらえれば、赤井川村内の定期券というものをご利用いただけるというような部分になっています。先ほどもお話をしましたけれども、2日間分で30日、1か月乗れるというような定期の設定にしておりますので、通常温泉に行く方とかなんとかという方につきましては村内利用100円をご利用いただいたほうが多分使いやすいのかなというふうには思っています。

2点目のリリースの部分につきましては、今回条例上で定期の区分、学生、あと一般の

乗車料金、都度料金につきましても高校生以下というような表現をしております、そこにつきましては今の周知しているものとは変わりはないのかなというふうに思います。ただ、先ほど私のほうから説明させていただいたように、仮に19歳であっても高校生であれば高校生料金だとかという部分につきましては乗務員ともお話をしまして、その部分はしっかり徹底してホームページ等にもこのようなときはこういうような形ですという部分は周知をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連茂君） 今の説明で納得できたのですが、とにかく利用する方が混乱したら、せっかくむらバスにした意味がなくなってしまうので、混乱しないように、とにかくインフォメーションに関しては特に、4月1日までというふうな部分のリミットがありますけれども、村のホームページなんかではしっかりと表記してもらいたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） 先ほどもちょっと定期券の購入の仕方という問題、答弁のほうでも考慮するということがありましたけれども、村内の方がわざわざ余市まで購入しに行くというのは大変不便性があると思うので、そこら辺はやっぱり考慮してもらいたいなという感じはあります。村内で使う定期に関しては、何とか村内でできるような方法を考えてほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岩井英明君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 赤井川村地域公共交通バス設置及び管理に関する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第32号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第32号 赤井川村地域公共交通バス設置及び管理に関する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和4年第2回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和4年第2回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ご苦労さまです。

（午前10時26分閉会）